

予算編成のあり方に関する検討会 論点整理

平成 21 年 10 月 19 日

国家戦略室

## 【第1の柱】 複数年度を視野に入れた、トップダウン型の予算編成

### 22年度予算から実施

- ① 予算編成プロセス改革の第一歩として、トップダウン型の予算編成を実施。予算閣僚委員会において基本方針を示したうえで、閣僚同士の議論による厳しい優先順位付けを行う。
- ② 基本方針の策定に当たっては、マニフェストの実現を目指しつつ、景気動向や財政規律にも配慮する。
- ③ 特に省庁横断的な取組みを必要とする分野については、予算閣僚委員会により大局的な方針を示し、縦割り行政の弊害を排除する。
- ④ その際、財政状況に関する情報を閣僚間で共有するとともに、閣僚委員会等で十分に予算案を吟味する。
- ⑤ また、行政刷新会議は、各省庁からの予算要求を納税者の目線から徹底的に精査し、新政権が国民に約束した、ムダの排除を実現する。

### 23年度予算以降から実施

- ① 平成23～25年度の3年間の歳入見込み及び、各分野の歳出の骨格と歳出削減策を含む、中期財政フレームを策定する。
- ② 各年度の予算要求・予算編成は中期財政フレームと各年の歳入見積もりを基本として行うこととし、実質的な複数年度予算編成を実現する。
- ③ 中期財政フレームは、国の財政活動を包括的にとらえるものとする。また、国と地方の財政関係についても、このフレームの中で整合的に、財政規律の強化・安定化を図る。
- ④ この前提として、中長期的な財政規律のあり方を含めた、「財政運営戦略」を併せて策定し、責任ある財政運営を行う。

## 【第2の柱】 予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化

### 22年度予算から実施

- ① 各省の概算要求書、政策評価調書をインターネットで公開する。
- ② 行政刷新会議の「事業仕分け」を全面公開で行う。この中で、予算の支出先の情報（例えば天下り先の独立行政法人、公益法人等）や、事業費に人件費を加味した事業の「フル・コスト」の情報を積極的に活用・公表する。
- ③ 予算編成の節目節目において、予算閣僚委員会で決定したことは公表し、内閣としての説明責任を果たす。
- ④ 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫する。また、補正予算を含めた財政の全体像について、より分かりやすく国民への情報発信を行う。

（注）具体的な作業の範囲は、各省の対応可能性や費用対効果も踏まえ検討。

### 23年度予算以降から実施

- ① 22年度の実績を踏まえ、予算編成・執行に関する情報のインターネット等での公表をさらに充実することや、国からの支出先（天下り先の独立行政法人、公益法人等を含む）の情報を明示すること等を通じて、透明化・可視化をより一層充実する。
- ② これにより、予算の具体的な使い途やムダを、国民自身の目でチェックできるようにする。
- ③ また、中期財政フレームの策定と併せて、歳入・歳出に関する見積もりと実績の比較について検証を行うなど、諸外国の取組みも参考として、財政に関する分析の充実、透明性の向上に努める。

### 【第3の柱】 年度末の使い切り等、ムダな予算執行の排除

#### 22年度予算から実施

- ① 予算の執行状況のインターネット等における開示を充実し、年度末の無理な使い切り等、不合理な執行を国民の目でチェックできるようにする。
- ② 各省に副大臣・政務官を長とする「予算執行監視チーム」を設置し、調達等を含めた予算執行について、効率性を高めるため厳格に監視・評価する。
- ③ 年度当初からの計画的な執行を促進するため、各府省の補助金等の交付手続きをスピードアップさせる。
- ④ 財務省においては、現場での繰越手続き等が非効率を招いていないかという観点から、省庁・自治体等からの問題点の指摘や改善要望について窓口を設置し、包括的なヒアリングを行う。その上で、繰越制度の一層の活用に向け、要件の明確化等の改善を行う。

#### 23年度予算以降から実施

- ① 左記の予算執行監視やヒアリングの結果を踏まえ、さらなる改善を検討・実施する。
- ② 「予算執行監視チーム」は、各年度終了後に、改善の実績及びさらなる改善方策を取りまとめ、公表する。
- ③ 効率的な予算執行の観点から、予算の流用対象範囲の拡大につながる、予算の費目区分の大きくくり化などについて、検討する。

## 【第4の柱】 政策達成目標明示制度の導入により、国民に対する成果を重視

### 22年度予算から実施

- ① マニフェストの実施を前提として、より具体的に何を實現するか、政府として最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。この中で、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示する。
- ② 「政策達成目標」については、その達成度をできるだけ客観的に検証することのできるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを實現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- ③ 達成状況について、事後的に政策評価を行うことを通じて、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証するために、目標や成果を説明する文書について政府として統一的なフォーマットを定める。
- ④ 平成22年度は、こうした「政策達成目標明示制度」の試行期間と位置づけ、年度開始までにさらに詳細を詰める。

### 23年度予算以降から実施

- ① 平成23年度予算編成から、「政策達成目標明示制度」を本格的に導入する。
- ② 同年度からの複数年度予算の導入とも併せ、各省は、中期財政フレームと整合的な、中期的な「政策達成目標」及び「達成計画」を定める。これに基づき、内閣及び各省の戦略計画を策定する。
- ③ 「達成指標」の定め方については、平成22年度の試行を踏まえ、さらに改善を図る。
- ④ あわせて、政策評価を活用した予算の効率化を進めるため、英国のように財政当局が評価や予算執行をチェックすることを含め、「政策評価のあり方や体制についてさらに抜本的な検討を行う」。その際、政策評価に関する民間のノウハウも積極的に活用していく。